

答 申 第 8 2 号
平成23年 5 月10日
(諮問公第99号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成21年6月29日付けで「情報公開審査会（会長〇〇）の口頭意見陳述（異議申立人 〇〇，補佐人 〇〇，〇〇）の関係記録」の開示請求を行った。

これに対し、実施機関は、平成21年7月15日付け広第20号で、本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成21年9月7日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

ア 不開示は財産権保全の権利を侵害し、違法である。

イ 法令に基づき行政情報は原則として公開すべきである。

ウ 都市再開発法に基づく公共事業である「〇〇町〇番街区都市再開発事業」に関する行政処分の公文書は全て開示、公開が法令上規定されている。

エ 民間の再開発事業においても、関係権利者は、関係書類の開示請求権が保障されている。

オ 過去2回、審査会で口頭による意見陳述を行ったが、その記録も公開されないということになる、開示請求や意見陳述を行ったこと自体がなかったことになってしまう。

カ 審査会で陳述した問題点について、審査会から処分庁に指導をした形跡がない。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 公文書開示請求に係る公文書の名称等

上記2(1)の開示請求内容に同じ。

(2) 不開示とした理由

ア 本件対象公文書は、仮にあるとすれば、公文書の開示決定処分等に係る不服申立事案について、異議申立人である〇〇氏が鹿児島県情報公開審査会（以下「情報公開審査会」という。なお、現在は「鹿児島県情報公開・個人情報保護審査会」である。）において口頭による意見陳述（以下「意見陳述」という。）を行った際と同審査会の会議録であると判断した。

イ 本件開示請求書の記載内容は、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い、情報公開審査会において意見陳述をしたという事実及び特定の個人が当該異議申立てに係る補佐人であったという事実を前提としたものである。

ウ 本件対象公文書の存否を答えることにより、特定の個人が異議申立てを行い情報公開審査会において意見陳述をした事実の有無及び特定の個人が当該異議申立てに係る補佐人であった事実という個人に関する情報を開示することになるので、条例第10条の規定に基づき、本件対象公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否することとした。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年 9月24日	諮問を受けた。
12月 3日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
平成22年 5月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
6月28日	異議申立人から意見書を受理した。
12月17日	諮問の審議を行った。
平成23年 2月15日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
4月18日	異議申立人から追加資料を受理した。
4月20日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

ア 本件開示請求について

本件開示請求は、公文書の開示決定処分等に係る不服申立事案について、異議申立人本人が情報公開審査会において意見陳述をした際の同審査会の関係記録について開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求書の記載内容は、公文書の開示決定処分等について特定の個人が異議申立てを行い情報公開審査会において意見陳述をしたという事実及び特定の個人が当該異議申立てに係る補佐人であったという事実を前提としたものであることから、本件開示請求に係る公文書の存否を答えることにより、特定の個人が異議申立てを行い、情報公開審査会において意見陳述をした事実の有無及び特定の個人が当該異議申立てに係る補佐人であった事実という条例第7条第1号の規定により不開示とされている個人に関する情報を開示することになるとして、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する決定を行った。

異議申立人は、本件処分の取り消しを求めていることから、これらの情報が実施機関の主張する条例第7条第1号の不開示情報に該当するかどうか及び条例第10条に該当するかどうかについて検討する。

イ 個人情報(条例第7条第1号) 該当性について

(ア) 条例第7条第1号について

条例第7条は、「実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。」と規定している。

この条各号のうち、第1号本文では、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その

他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

また、同号ただし書において「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであっても、開示しなければならない旨規定している。

(イ) 条例第7条第1号該当性

本件請求の記載内容には、特定の個人の氏名が含まれており、異議申立人である特定の個人が、情報公開審査会において意見陳述を行った際と同審査会の会議録に対する開示請求と認められることから、公文書の開示決定処分等についての特定の個人による異議申立て及び意見陳述並びに特定の個人が当該意見陳述に係る補佐人であったという個人に関する情報（以下「本件不開示情報」という。）が識別されるものであり、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

また、本件請求内容は、特定の個人の異議申立てについての情報公開審査会における意見陳述に係るものであり、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

なお、異議申立人は、都市再開発法に基づく公共事業である「〇〇町〇番街区都市再開発事業」に関する行政処分の公文書は全て開示、公開が法令上規定されていると主張している。

都市再開発法（以下「法」という。）第134条第1項及び法施行規則第38条において、施行者は、「規準、規約、定款又は施行規程」、「事業計画又は事業基本方針」、「配置設計図」、「権利変換計画書又は管理処分計画書」等の市街地再開発事業に関する簿書をその事務所に備え付けることとされている。さらに法第134条第2項において、利害関係者からこれらの簿書の閲覧又は謄写の請求があったときは、正当な理由がない限り、施行者はこれを拒んではならないとされている。

また、この他にも、法は、市街地再開発組合の設立認可等における市町村長による関係図書の縦覧等を規定しているが、これらは、情報公開審査会における会議録の開示まで規定しているものではないことは明らかである。

したがって、本件不開示情報を条例第7条第1号に該当するものとした実施機関の判断は妥当である。

ウ 公文書の存否を明らかにしないで不開示とすることの妥当性について

(ア) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

これは開示請求の拒否処分の一態様として、一定の場合に、実施機関は、公文書の存否自体を明らかにしないで、拒否することができることを定めるものである。

(イ) 処分の妥当性

本件請求内容は、上記イで述べたとおり、特定の個人が異議申立てを行い、情報公開審査会において意見陳述を行った際の会議録に対する開示請求であり、条例第7条第1号の個人に関する情報が識別されることから、請求内容に係る公文書の存否を答えることは、特定の個人が異議申立てを行い、情報公開審査会において意見陳述をした事実の有無及び特定の個人が当該意見陳述に係る補佐人であった事実の有無という条例第7条第1号の不開示情報を開示することになることから、実施機関が公文書の存否を明らかにしないで不開示としたことは妥当である。

エ その他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、いずれも上記の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。